北海道根室振興局告示第41号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和８年(2026年)９月30日

北海道根室振興局長　清水　章弘

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び数量

令和８年度知床ねむろ野鳥観光誘客促進事業委託業務

（２）契約の目的の仕様等

令和８年度知床ねむろ野鳥観光誘客促進事業委託業務処理要領（案）による。

（３）契約期間

契約締結日から令和９年(2027年)２月26日(金)まで

２　入札に参加する者に必要な資格

令和８年度(2026年)北海道根室振興局告示第40号に規定する令和８年度知床ねむろ野鳥観光誘客促進事業委託業務の資格を有すること。

３　契約条項を示す場所

〒087－8588　北海道根室市常盤町3丁目28番地

北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課 主査(観光・交流戦略)

４　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　根室市常盤町3丁目28番地　根室振興局1階研修室

（２）入札日時　令和８年(2026年)10月16日(金) 14時30分

（３）開札場所　(1)に同じ。

（４）開札日時　(2)に同じ。

５　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

６　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　郵便等による入札の可否

認めない。

８　入札の方法及び落札者の決定

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予　定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

９　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落

札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10　契約書作成等について

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（３）最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第２項の規定による最低制限価格を設定していない。

（４）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

（５）前金払

前金払はしない。

（６）概算払

概算払はしない。

（７）部分払

部分払はしない。

（８）入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

（９）入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(13) 契約に関する事務を担当する組織

本件に係る質問等は、原則として下記メールアドレスにより受け付けるものとする。ただし、急を要する場合は、電話による問い合わせも受け付ける。

ア　名称　　北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課　主査(観光・交流戦略)

イ　所在地　　根室市常盤町３丁目 28

ウ　電話番号　0153-23-6830（直通）

エ　メール　　onodera.nozomi@pref.hokkaido.lg.jp